

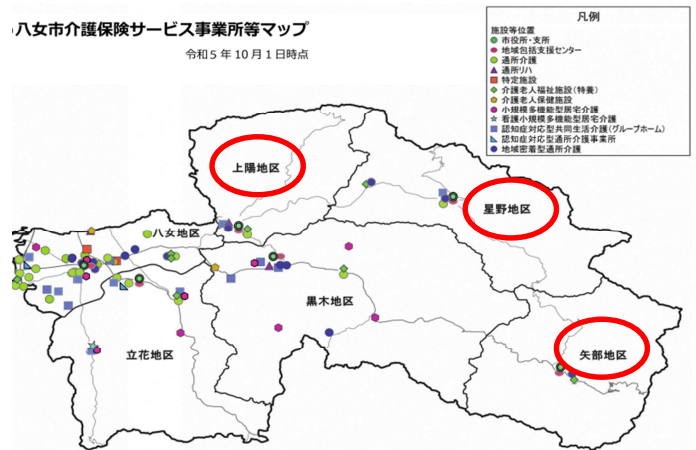
小規模多機能型居宅介護事業所の 指定候補事業者を募集します

八女市では「八女市第9期介護保険事業計画」に基づき、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の整備を計画しているため、八女市上陽町、星野村及び矢部村のそれぞれの圏域に1施設、今年度は2施設の整備について公募を行います。

施設整備予定地域 八女市 上陽町、星野村 または 矢部村

◎ 介護保険の報酬として、
特別地域加算（15%加算）
を算定できます。

※ 以下の地域に事業所が所在する場合
・矢部村 ・星野村
・上陽町（旧横山村のみ）



◎ 八女市中山間地域介護サービス確保支援事業により、
八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金
(訪問サービスを提供した利用者1名につき月額 10,000 円)
の交付を受けることができます。

※ 以下の地域に居住する利用者に訪問サービスを提供した場合
・矢部村 ・星野村 ・上陽町（旧横山村のみ）

◎ **施設の整備及び開設準備に係る経費について、補助を受けることができます。**

地域密着型施設等整備補助金の交付予定額（上限額）

施設整備（新築）	33,200,000円	施設整備に要する費用 (土地購入費及び造成費は対象外)
施設整備（空き家等改修）	8,800,000円	
開設準備に係る経費	7,452,000円 (※宿泊定員9名の場合)	人件費、備品購入費及び研修費等 (828,000円×宿泊定員数)

※ 補助金については県の予算額内で交付されるため、減額又は不交付となることがあります。
※ 他の施設等との合築・併設を行う場合は、補助単価を加算する場合があります。

◎ 地域資源の活用

学校跡地等の八女市の遊休公共施設等を活用して整備される場合も公募対象となります。
市の奨励措置として、土地・建物の貸付額の減額などの措置を受けることができる場合があります。

「遊休公共施設等の利活用促進について」

八女市ホームページ ホーム > 組織から探す > 総務部 > 財政課 > 公共施設マネジメント係

八女市遊休公共施設等利活用促進条例により、指定を受けた適用事業者は、遊休公共施設等の減額譲渡や減額貸付、適用事業に関する固定資産税の減免などの奨励措置を受けることができます。

1. 土地、建物の減額譲渡・・・基準額の10%に減額(事業に必要な解体撤去費用を控除可能)
2. 土地、建物の減額貸付・・・基準額の1.6%に減額(施設の全体貸付の場合、10年後、申出により無償譲渡可能)
3. 固定資産税の課税免除・・・最大3年間(事業に使用する土地、建物、償却資産)

※基準額は、固定資産税における仮評価額又は不動産鑑定額のいずれか低い方となります。

○ 公募説明会

日時：令和8年6月12日(金) 午後2時から

場所：八女市役所 本庁舎206会議室

※ 公募説明会への参加を希望される場合は、事前に任意様式にて ①参加事業者名 ②担当者名 ③参加人員 ④連絡先電話番号を記入のうえ、電子メール又はファックスにより、下記問い合わせ先(介護長寿課介護サービス係)までお申し込みください。

※ 応募にあたって、公募説明会への参加は必須ではありません。

○ 提出書類について

応募に関する書類の受付期間 令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)

提案に関する書類の提出期限 令和8年7月10日(金)

書類の提出先 八女市 介護長寿課 介護サービス係

〒834-8585 八女市本町647番地 (郵送による受付は行いません。)

○ 公募要領及び提出書類の八女市ホームページ掲載

「令和8年度八女市地域密着型介護サービス事業者の公募について」

ホーム > 組織から探す > 健康福祉部 > 介護長寿課 > 介護サービス係

※ 応募にあたっては、公募要領を必ず確認してください。

【問い合わせ先】

八女市 介護長寿課 介護サービス係

T E L : 0943-23-2545

F A X : 0943-30-1505

E-mail : shiteishidou@city.yame.lg.jp